

横浜市アマチュア無線非常通信協力会青葉区支部個人情報取扱規程

2019年1月5日

(目的)

第1条 この個人情報取扱規程は、横浜市アマチュア無線非常通信協力会青葉区支部（以下「本会」という。）が保有する会員の個人情報の適正な取扱に関する事項を定めることによって、本会の事業の円滑な運営を図るとともに、会員の権利を保護することを目的とし、本会規約第17条3項の下で運用する。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法律等を遵守するとともに、本会活動における個人情報の保護に努める。

(周知)

第3条 本会は、この個人情報取扱規程を、総会の資料配付又は回覧の方法により、少なくとも年一回は会員に周知する。

(管理者)

第4条 本会における個人情報の管理者は支部長とする。

(取扱者)

第5条 本会における個人情報の取扱者は支部長が指定した者とする。

(秘密保持義務)

第6条 個人情報の管理者、取扱者は立场上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。その立場を退いた後も同様とする。

(個人情報の取得)

第7条 本会は、支部長が会員または会員になろうとする者から、「入会申請書」の提出を受けることにより、個人情報を取得する。

2. 本会が会員から取得する個人情報は、氏名、生年月日、性別、電話番号、電子メールアドレス、コールサインなど、本会活動に必要とされるもののうち、会員が予め提出に同意した事項とする。

(個人情報の利用)

第8条 本会が保有する個人情報は、次の活動を行うために利用する。

- (1) 会費の請求及び管理、その他文書の送付など
- (2) 会員名簿や地図の作成
- (3) 横浜市や青葉区が行う防災訓練のうち、
 - ア) アマチュア無線による通信連絡網の確保
 - イ) 非常無線通信訓練
- (4) 災害時における非常通信業務活動
- (5) 会員に対する研修、技術向上、施設整備に関する事項
- (6) 青葉区役所クラブ局の無線通信連絡網の確保、非常通信訓練など、その運営に関する事項
- (7) その他、目的達成に必要な事項

(管理)

第9条 本会は、会員の個人情報を支部長又は支部長が指定する役員が保管し、適正に管理する。

2. 本会は、不要となった個人情報は支部長立ち会いの下で、適正且つ速やかに廃棄する。

(提供)

第10条 本会は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ会員本人の同意を得ないで個人情報を第三者に提供しない。

- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要があり、本人の同意を得ることが困難なとき
 - (3) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務に支障を及ぼすおそれがあるとき
2. 本会は、前項の提供をしたときは、その記録を作成し、3年間保存する。
 3. 本会は、自治体や自治会、学校等が自治会に関わる事務を遂行することに協力する必要がある場合には、会員の個人情報のうち必要な情報を予め本人の同意を得た上でこれらの団体に提供する。

(開示、訂正、抹消)

第11条 本会は、保有している会員の個人情報を本人の知り得る状態に置くと共に、本人の請求に応じて、開示、訂正、抹消を行う。

(情報漏洩発生時等の対応)

第12条 取扱者は、個人情報の漏洩、滅失、または毀損等の事案の発生や、その兆候を把握したときに速やかに管理者に連絡する。
管理者は事実及び原因を確認のうえ、被害拡大の防止、影響を受けると思われる該当会員への連絡、再発防止の対応を行う。

(情報の開示請求及び苦情相談窓口)

第13条 本会における開示請求及び苦情相談窓口は支部長とする。

(委任)

第14条 この個人情報取扱規程に定めない事項は、支部長が別に定める。

附則

この個人情報取扱規程は、2019年2月1日から施行する。